

医 政 第 223 号
令和 5 年 5 月 2 日

一般社団法人岩手県医師会長 様

岩手県保健福祉部長



5月8日以降の診療・検査医療機関について（通知）

本県の感染症対策には、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

診療・検査医療機関につきましては、4月28日時点で438医療機関の指定・公表が行われ、日々患者様に御対応いただいております、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日以降「5類」に変更されることに伴い、診療・検査医療機関にあつては、3月17日付け国事務連絡において「診療・検査医療機関」の名称を「外来対応医療機関」に改めるなどの取扱いが示されたところです。

つきましては、5月8日以降の外来対応医療機関の取扱いについてまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、本通知時点で既に診療・検査医療機関に指定されている医療機関にあつては、5月8日をもって外来対応医療機関に自動的に移行させていただきますので、新たな手続きは不要であることを申し添えます。

また、診療・検査医療機関には別添のとおり通知しておりますことを申し添えますとともに、診療・検査医療機関に指定されていない貴会会員への周知についてよろしくお願ひします。

担当：医療政策室感染症担当

主任 小野寺

TEL：019-629-6092

E-mail：taku-o@pref.iwate.jp

医 政 第 223 号
令和 5 年 5 月 2 日

診療・検査医療機関の長 様

岩手県保健福祉部長



5月8日以降の診療・検査医療機関について（通知）

本県の感染症対策には、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

診療・検査医療機関につきましては、4月28日時点で438医療機関の指定・公表が行われ、日々患者様に御対応いただいております、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日以降「5類」に変更されることに伴い、診療・検査医療機関にあつては、3月17日付け国事務連絡において「診療・検査医療機関」の名称を「外来対応医療機関」に改めるなどの取扱いが示されたところです。

つきましては、5月8日以降の外来対応医療機関の取扱いについてまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

なお、本通知時点で既に診療・検査医療機関に指定されている医療機関にあつては、5月8日をもって外来対応医療機関に自動的に移行させていただきますので、新たな手続きは不要であることを申し添えます。

担当：医療政策室感染症担当
TEL：019-629-6092
E-mail：ad0002@pref.iwate.jp